

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年5月29日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a. 当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b. 過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c. 被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d. 現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

（1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

（3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

（4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

【7．その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規制引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規制引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしていますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号： 8 国名：コロンビア 担当：中南米部
案件名：平和構築分野に係る情報収集・確認調査（評価分析）

1 今回契約予定のコンサルタント
評価分析 3～4号

2 契約予定期間： 全体 2013年7月上旬から2013年9月上旬まで
業務予定期間（日数） 準備期間 派遣期間 整理期間 M/M
評価分析 13 20 10 1.82
（現地：0.67M/M、国内：1.15M/M）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所
簡易プロポーザル：正1部写4部
見積書：正1部写1部
提出期限：6月12日(12時まで)
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針
- | | |
|--------------------|---|
| ア 業務方針の的確性 | 3 |
| イ 業務方法の整合性、現実性等 | 6 |
| ウ 当該業務実施上のバックアップ体制 | 1 |
- (2) 業務従事者の経験能力等
- | | |
|-----------------------------|----|
| ア 担当事項：評価分析 | |
| ア 類似業務の経験 | 45 |
| イ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | 9 |
| ウ 語学力 | 18 |
| エ その他 学位、資格等 | 18 |
- (計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：英語（語学は認定書（写）を添付してください。）
対象国/地域：コロンビア/全途上国
類似業務：評価分析に係る各種業務

6 条件

補強認めない。
参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

コロンビア国では50年以上にわたりゲリラ組織と政府軍・警察の間で国内武力紛争が続いている。左派非合法武力勢力のコロンビア革命軍（FARC）や国民解放軍（ELN）、極右非合法武装勢力パラミタリーのコロンビア自警団連合（AUC）が武力衝突を繰り返し、これらの組織は誘拐、爆弾テロ、破壊活動等を展開し、麻薬密売組織とも深いつながりがある。ウリベ前政権及びサントス現政権がゲリラ組織の鎮圧に注力したことで近年国内の治安は大幅に改善し、2003年にはAUCの武装解除が合意（サンタフェ・デ・ラリート合意）され、2012年には政府とFARC間の和平交渉が本格化された。今後の同国の治安状況に国際社会が注目している。

上記のような同国の国内武力紛争に係る現状を踏まえ、我が国政府及びJICAは援助重点分野「平和の構築」において、「紛争の結果生じる社会的、経済的問題への対応」及び「紛争の構造的要因の低減」を開発課題として協力を行ってきた。2008年度には「紛争の被害者・共生和解支援プログラム」（期間：2008年度～2013年度）がJICA重点プログラムとして承認され、紛争被害者の経済的支援と和解促進を目的とした支援が実施されてきた。同プログラムを構成する技術協力プロジェクト4案件は2012年度末までに全て終了し、5年間に及ぶプログラム期間は実質2012年度末で終了した。紛争の被害者への今後の支援については、2013年4月に策定された援助重点分野「持続的経済成長」の下、「地域開発プログラム」において計画されている。

こうした状況で、コロンビアにおける平和構築の現状を確認するとともに、「紛争の被害者・共生和解支援プログラム」構成案件の成果や案件間の相乗効果（プログラムとしての効果）等について整理及び評価し、今後、少ない投入でより効果が高く、コロンビア国側の自立発展性を促すための協力の必要性や、今後の「地域開発プログラム」における紛争の被害者支援の方向性検討のため、本基礎情報収集・確認調査を実施するものである。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、以下業務1～3を行う。なお、業務の方針・方法については10.特記事項も参照のこと。
業務1：コロンビアにおける平和構築の現状調査

業務2：コロンビアにおける日本の平和構築分野での取り組み（「紛争の被害者・共生和解支援プログラム」）の評価に係る支援

業務3：業務2の評価結果に基づいた、今後の「地域開発プログラム」における紛争の被害者支援の方向性検討に係る支援

各業務予定期間における業務内容は以下のとおり。

[評価分析]

(1) 国内準備期間（7月中旬～下旬）

ア コロンビア国の紛争、平和構築に係る既存の情報を収集し、「紛争の被害者・共生和解支援プログラム」の開始時期から現在に至るまでの、コロンビア国の紛争・平和構築の動向を把握する。

イ 既存の文献・案件別報告書等（業務完了報告書、終了時評価報告書、専門家報告書、活動実績資料、下記「特記事項（3）参考資料」等）をレビューし、必要に応じて国内関係者（案件に従事した元専門家、国際協力専門員、元青年海外協力隊員等）に対しヒアリングを行い、「紛争の被害者・共生和解支援プログラム」を構成する各プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、成果、実施プロセスを整理・分析する。

ウ 「紛争の被害者・共生和解支援プログラム」を構成する各プロジェクトの実績、成果、実施プロセスの2次評価のための質問票（案）（和文・英文）を作成する。また、既存のデータ・情報と現地入手・検証すべき情報を整理する。

エ 「紛争の被害者・共生和解支援プログラム」の評価マトリックス（案）（和文・英文）及び質問票（案）（和文・英文）を作成する。また、既存のデータ・情報と現地入手・検証すべき情報を整理する。なお、プログラム評価マトリックスとは、当該セクターにかかるコロンビア国政府の「政策 施策 事業」の体系を目的体系として整理し、JICA協力プロジェクトのほか、コロンビア国政府機関や他のドナー等の取り組みをマッピングしたマトリックス図のことを指す。施策や事業の予算配分の概算を記載することにより事業の優先度を判断する一つの基準とするとともに、JICA個別プロジェクトの実績、成果についても盛り込む形で整理するもので、これによりコロンビア国政府の政策体系とJICA協力プログラムの関連性の検証が可能となるもの。

オ 上記ウ及びエの質問票（案）の内容につき、JICA中南米部、経済基盤開発部、評価部及びコロンビア支所からのコメントを取付け、質問票を完成させる。質問票は事前にコロンビアC/P機関、他ドナー等に送付する。

カ 調査団内の検討のため、上記イ及びウの評価マトリックス（案）（和文・英文）を用いて評価デザイン（案）を作成する。

キ 事前の打合せ等に参加する。

ク 業務実施計画書（和文）を作成しJICA中南米部へ提出する。（西語への翻訳（コロンビアC/P機関への提出用）は、JICAコロンビア支所が行う。）

(2) 現地派遣期間（7月下旬～8月上旬）

ア コンサルタントはJICA団員に先行して現地入りし、JICAコロンビア支所等との打合せに参加する。また、適宜JICAコロンビア支所に対し調査の進捗報告を行う。

イ 現地業務開始時にコロンビアC/P機関に業務実施計画書を提出し、業務計画の確認及び今後のプログラム評価手法についての先方への説明を、JICAコロンビア支所とともに進行。

ウ C/P機関や他ドナーから事前に配布した質問票を回収・整理するとともに、プロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、成果、実施プロセス、プログラムとしての効果等に関する情報・データの収集・整理を行う。

エ 収集した情報・データを分析し、下記「10．特記事項」(1)業務2の1．～4．を踏まえながら、現地調査結果の概要をとりまとめる。また、JICAが行うプログラム評価作業に係る支援を行う。

(3) 帰国後整理期間（8月中旬～下旬）

ア プログラムの総合的な貢献度の評価を踏まえた、戦略的枠組みとしての対象協力プログラムの改善や、後継の協力プログラムへの教訓・提言の取りまとめを支援する。（治安悪化や情勢変化等の不確定要因/外部要因等の管理を含む。）

イ 「紛争の被害者・共生和解支援プログラム」の評価を、プログラム評価の事例として、評価方法や課題等につきJICA内にフィードバックすることに協力する。

ウ プログラム終了時評価調査報告書（案）の作成に協力する。

エ 本調査結果概要（C/P機関への提出用）の作成に協力する（和文）。

9 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(2)プログラム終了時評価調査報告書（案）（担当部分）とする。

(1) 業務計画書

和文 4部（JICA中南米部、JICA経済基盤開発部、JICA評価部、JICAコロンビア支所）

(2) プログラム終了時評価調査報告書（案）（担当部分）

和文 4部（JICA中南米部、JICA経済基盤開発部、JICA評価部、JICAコロンビア支所）

英文 4部（JICA中南米部、JICA経済基盤開発部、JICA評価部、JICAコロンビア支所）

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データもあわせて提出する。

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

ア 航空券・旅費（日当・宿泊費）は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_201301.html

プロポーザルの提出（見積書）を参照のこと。

イ 業務の方針・方法

上記「8.業務の範囲及び内容」における、業務1～3については、以下の方針・方法に則り進めること。

業務1：コロンビアにおける平和構築の現状の調査

- 2007年12月、2009年3月、2010年4月、2012年8月にJICAが「コロンビア国 平和の構築ニーズアセスメント（PNA）」を実施した時点における、コロンビアの紛争・平和構築の状況を確認し、「紛争の被害者・共生和解支援プログラム」の開始時期から現在に至るまでの、コロンビアの紛争・平和構築の動向を把握する。
- コロンビア政府とFARCとの間で和平に向けた対話がなされているが、この進捗と今後の和平プロセスの情報を収集しながら、現在のコロンビアの紛争・平和構築の動向を把握する。
- 2010年8月からのサントス政権の平和構築に対する政策、現在の社会・経済、治安状況、紛争関連要素、関連事業、他ドナー（平和構築グループが構成されており、UNDPとスウェーデン大使館がこのグループのコーディネーター）の取組みについて最新の情報を収集・確認する。
- 2007年12月、2009年3月、2010年4月、2012年8月に実施されたPNAをアップデートする。

業務2：コロンビアにおける日本の平和構築分野での取り組み（「紛争の被害者・共生和解支援プログラム」）の評価

JICAは、同JICA協力プログラムによる支援が、コロンビア政府や他ドナーとの共同による取り組みを通じ、コロンビアの平和構築にかかる開発の進展にどの程度寄与したか、という因果関係の可能性の高さ（貢献度）を検証・評価する。コンサルタントは、下記調査内容に則り、総合的に判断する方法での評価に協力する。（2010年度実施の「コロンビア共和国 平和の構築分野の基礎情報収集・確認調査」（本プログラムの中間レビュー）報告内容も参照すること。）

- 「紛争の被害者・共生和解支援プログラム」のコロンビア国の開発計画・戦略等における位置づけ
 - 1-1. コロンビア政府の平和構築に関する政策体系（計画、戦略等）との整合性について検証する。
 - 1-2. プログラム全体や個々の構成案件が支援介入した、コロンビア政府の政策・施策は、コロンビア政府にとって優先度が高く、その位置付けは適切なものであったかを検証する。
- プログラム構成案件群の戦略性
プログラム全体として、またコロンビア政府や他ドナー、国際機関、NGO等との関連性において、戦略的な案件の選択、組合せ（デザイン）を行っているか、またその投入の質、量は十分かつ適切であったかを検証する（コロンビアの政策体系を「政策-施策-事業」に体系整理し、JICAを含めた各ドナーによる事業をマッピングした“プログラム評価マトリックス”を作成し、整理する）。
- プログラム実施による具体的な実績と成果
 - 3-1. プログラム構成案件（技術協力プロジェクトに関し）の終了時評価における評価結果（特に「有効性」と「インパクト」）を活用し、実績や成果について2次評価を行う。
 - 3-2. 上記個別案件の実績や成果を総括し、プログラムによる投入の結果、コロンビア政府の開発計画・戦略目標の達成に具体的に貢献できるような実績や成果を挙げているかを整理・検証する。
- コロンビアにおける紛争の被害者支援と共生和解の進展状況の検証及び、JICA協力プログラムの貢献度の検証
 - 4-1. コロンビアにおける紛争の被害者支援と共生和解の促進は、2008年度から2013年度の評価対象期間中に、どの程度進展したかを検証する。その際、コロンビア国内における紛争の被害者支援・共生和解プロセスの展開において重要な出来事を時系列に整理・分析する。
 - 4-2. 一連の重要な発展プロセスにおいて、JICA協力プログラムによる支援が、上述「4-1.」で確認された「進展」や「展開」に対し、どの程度貢献したかを総合的に検証する。
- プログラムの総合的な貢献度の評価を踏まえ、戦略的枠組みとしての対象協力プログラムの改善や、後継の協力プログラムへの教訓・提言を取りまとめる。（治安悪化や情勢変化等の不確定要因/外部要因等の管理を含む。）
- 「紛争の被害者・共生和解支援プログラム」の評価を、プログラム評価の事例として、評価方法や課題等につきJICA内にフィードバックする。

業務3：上記2つの項目を踏まえ、今後の「地域開発プログラム」における紛争の被害者支援の方向性検討に協力する。

- 2012年度要望調査で採択された技プロ「ソーシャルインクルージョン確立に向けた地雷被災者を中心とする障害

者の社会参加プロセス強化プロジェクト」及び、地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリ体制強化プロジェクトのフォローアップ（F/U）協力他、今後の平和構築分野で予定されている支援について、支援内容・現状を確認し、JICAコロンビア支所と意見交換を行う。

2. これまでの協力成果についてコロンビア側の今後の自立的、持続的発展性について検証する。

3. 今後の当該分野のJICA協力方針検討のための提言と教訓の取りまとめに協力する。

なお、情報収集方法としては主に文献調査（「紛争の被害者・共生和解支援プログラム」を構成するプロジェクト等の各種報告書、コロンビア国政府の平和構築関連文書を精査）とインタビュー（同プログラムをはじめとする当該分野の関係者と受益者、コロンビア政府関係者（中央・地方）、他ドナーおよび関連NGOへの聞き取り）により行う。国内準備期間中に、訪問サイト及び訪問機関先の選定を行う。

想定訪問サイト：ボゴタ（技プロ「投降兵士家族及び受入コミュニティのための企業・企業支援プロジェクト」、技プロ「国内避難民等社会的弱者に対する栄養改善プロジェクト」）、メデジン（技プロ「地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化プロジェクト」）、サンタマルタ（技プロ「国内避難民支援のための地方行政能力強化プロジェクト」）

(2) プロポーザル提案事項

業務実施方針及び業務工程表をプロポーザルにて提案すること。その際、インタビュー予定先も提案すること。

(3) 参考資料

本件に係るプロジェクト報告書等各種資料は、JICA図書館ポータルサイトにて閲覧できます。

JICA図書館ポータルサイトURL：<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>

プログラム評価に係る参考資料名：

- ・2004年度：総合分析「国別事業評価」報告書（協力プログラム評価手法の提案）
- ・2010年度：プログラム評価手法検討のためのマスタープランの試行的評価報告書
- ・2006年度：特定テーマ評価：プログラム評価（ホンジュラス基礎教育分野）報告書

その他：

- ・新JICA事業評価ガイドライン（<http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/pdf/guideline.pdf>）

なお、下記資料の閲覧についてはJICA中南米部南米課（TEL:03-5226-8588 担当：久保）までお問い合わせください。

- ・コロンビア共和国 平和の構築分野の基礎情報収集・確認調査報告書（2011年3月）
- ・コロンビア国平和構築ニーズアセスメント（PNA）（2007年12月版、2009年3月版、2010年4月版、2012年8月版）
- ・協力プログラムの戦略性強化にかかるガイドライン（2012年度）
- ・紛争影響国・地域の事業評価の手引き（2012年度）

(4) 必要予防接種 無

(5) その他

ア 必要に応じ、現地にて通訳（日本語 西語もしくは英語 西語）を備上する予定であるが、西語で業務を遂行できればなお望ましい。（西語能力を有する場合は、語学認定書(写)を提出すること。）

イ 平和構築に関する経験があることが望ましい。

ウ 調査団員構成

本調査における団員構成(予定)は以下のとおり。

- (ア) 総括/平和構築（JICA国際協力専門員）：現地調査1週間程度
- (イ) 協力企画（JICA中南米部）：現地調査1週間程度
- (ウ) 平和構築（JICA経済基盤開発部）：現地調査1週間程度
- (エ) プログラム評価（JICA評価部）：現地調査1週間程度
- (オ) 評価分析（コンサルタント）

エ コンサルタントはJICA団員に先行して現地入りし、JICAコロンビア支所の協力を得ながら業務を開始する。現地調査期間最後の1週間程度、JICA団員が合流する予定。